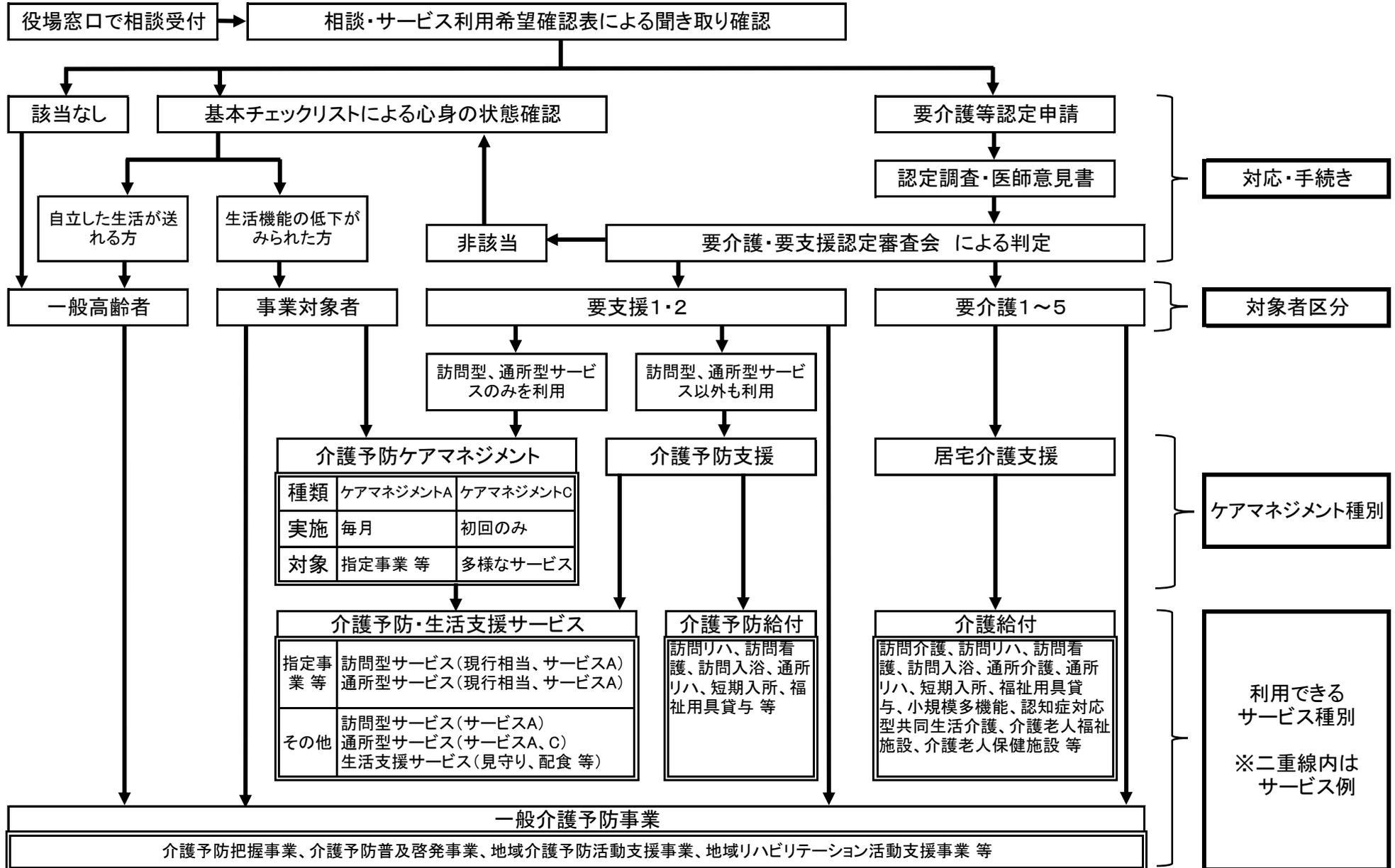


介護保険制度の流れ



介護予防ケアマネジメント		
種類	ケアマネジメントA	ケアマネジメントC
実施	毎月	初回のみ
対象	指定事業等	多様なサービス

介護予防・生活支援サービス	
指定事業等	訪問型サービス(現行相当、サービスA) 通所型サービス(現行相当、サービスA)
その他	訪問型サービス(サービスA) 通所型サービス(サービスA、C) 生活支援サービス(見守り、配食等)

介護予防給付
訪問リハ、訪問看護、訪問入浴、通所リハ、短期入所、福祉用具貸与等

介護給付
訪問介護、訪問リハ、訪問看護、訪問入浴、通所介護、通所リハ、短期入所、福祉用具貸与、小規模多機能、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等

対応・手続き

対象者区分

ケアマネジメント種別

利用できるサービス種別
※二重線内はサービス例

一般介護予防事業
介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業等

介護保険制度の流れ

【対応・手続きの手順】

1. 窓口で相談を受け付けます。
2. 65歳以上の方で、介護保険を利用していない方については、相談・サービス利用希望確認表を使い、その方が希望するサービスと、心身の状態を聞き取ります。（介護保険を利用している方は、ケアマネジメント等により確認します。）
3. 確認表の結果から、①要介護等認定申請をしていただくか、②基本チェックリストを使って状態を確認するか、③相談内容を再度確認し、必要に応じて一般介護予防事業を紹介するか、いずれかを判断します。
4. 3において、①の場合、要介護等認定申請書に記載いただき、認定調査の実施、主治医意見書の入手、認定審査会による判定等の対応・手続きをとります。認定審査会の結果、もし非該当となった場合は3の②の手続きへ移行します。
3において、②の場合、基本チェックリストを使って、心身の状態を確認します。確認の結果、いずれかの項目に生活機能の低下が見られた場合は事業対象者となります。自立した生活が送れる方と判断された場合は、3の③へ移行します。

【認定審査会において、要支援1,2となった場合】

1. 要支援認定者がどのようなサービスを利用したいのか、またサービスの必要性について確認します。
2. ケアマネジメント種別は、訪問型サービス、通所型サービスのみを利用することになった場合は、地域支援事業の介護予防ケアマネジメントになります。ただし訪問型サービス、通所型サービス以外のサービス（短期入所、福祉用具貸与など）も利用する場合は、介護予防給付の介護予防支援になります。

【基本チェックリストにより、事業対象者となった場合】

1. 事業対象者がどのようなサービスを利用したいか、またサービスの必要性について確認します。
2. ケアマネジメント種別は、地域支援事業の介護予防ケアマネジメントになります。利用サービスの種類によりケアマネジメントの種類が変わってきますが、指定事業者によるサービスを利用する場合は、毎月ケアマネジメントを行う介護予防ケアマネジメントAの実施が必要となります。それ以外のサービスについては、介護予防ケアマネジメントを検討する中で毎月ケアマネジメントを実施すべきか初回のみでよいかを選択することになります。

【その他】

1. 木曾広域連合管内において、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施しますが、現在、要支援認定を受けている方が訪問型サービス、通所型サービスを利用することになるのは、更新認定後となります。それまでの間は、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用いただきます。（平成29年4月1日で一斉に切り替えしません。）

